

わしの
議員
議案質疑

国保の県単位化への姿勢を問う

わしの議員の質疑は次の通りです。

昨年の通常国会において、医療保険制度が成立しました。都道府県は市町村とともに国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

本県の国保における保険料負担率は平成25年度9.4%、また、一人当たりの保険料は97,976円と、全国で高い方から11番目となっています。雇用所得などの減少や消費税率の引上げ、非正規労働者の増大等により、県民生活は向上するどころか低下しつづけているのに、国保の国庫負担金が削減され、保険料（税）が上がり、加入世帯の負担能力をこえるほど高くなっています。

県社保協の自治体キャラバン報告によれば、県内では2015年での滞納世帯は15万7322世帯と、国保加入者世帯の15%を占めています。滞納世帯にたいする「制裁措置」といわれる有効期間の短い短期保険証の発行件数は47399世帯。医療機関窓口10割負担の資格証明者発行件数は4990件にものぼっています。

そこで伺います。国保はそもそも低所得者や年金生活者が多く加入する医療保険であるのに、高すぎる国保料・税を少しでも引き下げることが必要であると考えますが、どう認識されますか。

また今回の制度改革にあたり、財政安定化基金の造成を含め、2015年度から1700億円、2017年度以降は、全国規模で毎年3400億円の財政支援が予定されていますが、国民健康保険の構造的な特徴から、国や県から



自席から議案質疑するわしの議員

国保への一層の財政支援が必要だと思いますが、所見をうかがいます。

さらにお聞きしますが、市町村の保険料（税）の決定や一般会計から国保特別会計への繰入は、市町村の首長と議会の選択であり、国や県から何ら規制されるものでないと確認させていただきますが、いかがですか。

答
弁

国保の構造的な問題認識は共有
保険料・一般会計繰入は市町村が決める

県健康福祉部長は、「国保は被用者保険と比べ、低所得者が多い、保険料水準が高いなど構造問題はある。安定的で持続可能な運営が必要、財源については国が責任をもって行うこと。保険料や一般会計の繰入は収納率等を定める市町村がご判断されること」など回答しました。

共産党の
議員の
質疑表明

「県民の負担増、医療費削減」の導入懸念

わしの議員は2回目発言で、次のように今回の制度改定の問題を指摘しました。

高すぎる国民健康保険料（税）のさらなる負担増を招き、その一方で医療費削減の新たな仕組みを導入する懸念をもっています。

都道府県による国保財政の管理、「標準保険料率」の提示、保険料平準化の推進などは、市町村を保険料引き上げに導き、取り立ての一層の強化につながりかねないこと、さらには、都道府県が策定する「医療費適正化計画」に医療給付費の目標総額を明記し、「地域医療構想」による病床削減とリンクさせ、新たに導入する「都道府県国保運営方針」も「適正化計画」と整合させるよう義

務づけています。このことは、都道府県を司令塔にした、強力な医療費削減の仕組みづくりになる恐れもあるのではないでしょうか。

国民健康保険は皆保険制度の根幹です。国民の医療を受ける受給権は保障されなければなりません。そのためにも大幅に削減されてきた定率国庫負担を抜本的に増やすことにより、せめて中小企業の従業員で構成する協会けんぽ並みの保険料へ引き下げ、低所得者の負担軽減など、受給権の保障を図るべきだと考えます。このことに力を尽くして頂くことを要望いたします。